

令和7年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

令和7年10月28日

国分寺市役所

会議室201

次 第

1 議事

- (1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更（案）について
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和6年度実績）の評価について

2 その他

次回の会議の開催日程等について

■ 配付資料

- 7-4-1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて（案）
子ども・子育て支援事業計画
- 7-4-1 別紙1 国通知
- 7-4-2 令和6年度施策評価（案）（第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ、第5章）
- 7-4-3 国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ）
- 7-4-4 国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（第5章）
- 7-4-5 国分寺市子ども・子育て会議委員一覧

令和7年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

日 時：令和7年10月28日（火） 午後6時30分～

場 所：国分寺市役所 会議室201

出席者（敬称略）

委 員	貝貫亘、矢山浩輔、井上 雅之、山口 隆行、倉本恵美、関口幹雄、重水はづき、高橋順子 (オンライン) 川喜田昌代（会長）、田嶋大樹（副会長）、殿下順子
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人 山田憲晴、帆足隆一、未永理彩

会 長	本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、会議を始めます。会議を開催するに当たり、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	現在、対面での出席委員が8名、オンラインでの出席委員が3名で計11名の委員が出席いただいております。 つきましては、委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しました。よろしく申し上げます。
会 長	委員の出席確認ができましたので、これより令和7年度第4回国分寺市子ども・子育て会議を開催します。まず、会議を始めるに当たり、事務局より配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	配付資料の確認をさせていただきます。 今回の会議のために事前に郵送及びメールにて送付した会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料7-4-1から7-4-5までです。資料7-4-1につきまして、紙資料は本日机上配付しております。なお、資料番号については、各資料1枚目右上に表示しておりますので御確認ください。 また、令和7年度～11年度版の国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画、第1回会議資料7-1-2なども御持参いただいているかと思っております。この資料も使用しながら本日は御説明させていただきます。 後ほど部長の石丸から会長に議事（1）に係る諮問書を読み上げさせていただきますが、その諮問書のコピーについても予め机上に配付させていただきます。データはオンライン出席の方も含め、後ほどメールでもお送りさせていただきます。 資料の過不足等はありませんでしょうか。配付資料については以上です。 続きまして、委員の変更について御報告させていただきます。 原委員が諸事情により解嘱となりましたため、10月1日付けで新たに学童保育所関係職員として重水委員を委嘱いたしました。新しい委員名簿につきまして

	<p>は、資料7-4-5「国分寺市子ども・子育て会議委員一覧」を御覧ください。ここで、新たに委嘱されました重水委員から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。重水委員、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(重水委員からの挨拶)</p> <p>重水委員、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の変更に関する説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日、議事が2件ありますが、議事(1)について、事務局より諮問書の交付があるとのことですので、よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>本日は会長、副会長がオンライン出席のため、読み上げのみとさせていただきます。</p> <p>諮問第3号、国分寺市子ども・子育て会議会長殿、国分寺市長丸山哲平。諮問書、国分寺市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第55号)第3条の規定に基づき、次について諮問します。国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画(令和7年2月策定)の変更について、意見を求めます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>諮問書の交付が終わりました。</p> <p>まず、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更(案)について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>説明の前に皆様にお願ひがあります。本日は会議室の備品の台数の都合上、机上マイクが共有となっております。大変お手数ですが、御発言の際は机上マイクの受け渡しについてご協力をお願いします。また、発言の際にはミュートを解除していただき、発言が終わりましたらミュートに戻していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、すでにこれまでの会議でも御説明いたしましたが、会議における発言は全て録音させていただいております。この録音をもとに議事録を作成いたしますので、御発言の際は必ずマイクをオンにいただき、マイクに確実に声が入るよう御注意ください。</p> <p>それでは、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更(案)について資料7-4-1と別紙1、併せて令和7年度~11年度版の国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画を使用して御説明いたします。</p> <p>まず、認可保育所の新規整備の必要性に関わり、計画の変更する部分について御説明します。いきいき計画においては、第5章、「4 幼稚園保育所認定子供園、地域型保育事業等」が該当します。</p> <p>資料7-4-1「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の計画変更について(案)子ども子育て支援事業計画」を御覧ください。</p> <p>「1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて」です。市で</p>

は、今年2月にいきいき計画を策定しましたが、認可保育所のニーズが想定よりも高まっている様相を見せていることから、この状況に速やかに対応するために、計画を見直しすることとなった旨を記載しています。

続きまして、「2 「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る状況について」です。以前、こちらの会議でも少し触れさせていただきましたが、今年の待機児童数は、1歳児7人、2歳児2人の合計9人となっております。計画上の見込みでは、いきいき計画の100ページに記載のあるとおり、1歳児7人、2歳児4人の合計11人を想定していました。今年の待機児童数は、計画における想定の子供数より少なくなっていますが、この数値は、計画上においては、数値として含んでいない定期利用保育、ベビーシッター利用支援事業の利用者を差し引いているものとなりますので、実態としては、計画で想定していた以上に待機児童がいることとなります。このような背景から、新たな確保方策で対応する必要がある旨を記載しています。

次に、「3 「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る量の見込みと確保方策の算出方法について」です。まず、「人口の見込みについて」、こちらも今回見直しをしています。計画との変更点は、下の表の令和7年度の現計画と実績の比較を見ていただいてもわかるように、0歳児の出生者数が計画の想定よりも落ち込んでいます。その点を踏まえ再算出しています。

「2号認定及び3号認定に係る量の見込みの算出方法について」です。「(1) 量の見込みの算出方法」について、2号認定、3号認定については、次ページの4ページの下段に説明がございますので、そちらを御確認ください。量の見込みについては、それぞれの年齢の児童数に想定利用割合を掛けて算出しています。想定利用割合とは、令和7年度の利用割合の実績値をベースに想定しています。その詳細については、年齢ごとの項目において説明いたします。

まず、「(2) 0歳児の想定利用割合」について、令和2年度をピークに利用割合は減少しておりますが、近年27%前後で推移していることから、令和7年度の利用割合の実績値である27%を想定利用割合としています。次に「(3) 1歳児の想定利用割合」について、1歳児の想定利用割合は、令和7年度の実績値をベースに、令和8年度においては一定高止まりの可能性も十分にありますが、令和7年10月から始まった保育の無償化の影響も踏まえ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとしています。「(4) 2歳児から5歳児の想定利用割合」について、実績値からの2歳児以降の想定利用割合は、2歳児について、令和8年度は1歳児と同じく保育の無償化の影響を踏まえ3%増、令和9年度は前年の1歳児の増加の影響を反映させ3%増、それ以降は、当初の計画の伸び率である年1%ずつの増加で推移するとして想定しています。3歳児以降については、令和7年度のそれぞれの実績値をベースに保育の無償化の影響を反映させた上で、3歳児から5歳児まで想定利用割合は、その想定利用割合のまま進級するものとしております。

「1号認定に係る量の見込みについて」は、現計画同様に、3歳から5歳の推計児童数から、保育を必要としている2号認定の見込み人数を引いて算出しています。

「2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対する確保方策について」は、現計画と同様に、特定教育・保育施設等で確保します。確保方策については、認可保育所での保育のニーズが非常に高まっていることを踏まえ、新たに民設民営の認可保育所の設置を検討してまいります。規模としては、1歳児から5歳児までの各クラス14人定員の合計70人を見込んでいます。また、認可保育所の整備に当たっては、見直した計画の想定以上の保育所利用率の増加にも一定対応できるよう、定期利用保育の実施も事業者を求める予定です。なお、先ほども申し上げましたが、認可保育所を新たに整備することで、現在、待機児童対策として活用している定期利用保育について、こども誰でも通園制度への転用も可能となるため、子育て支援の更なる拡充にも寄与できるものと考えています。

「1号認定に係る量の見込みに対する確保方策について」は、現計画同様に、幼稚園等で確保します。確保量の算出方法は、現計画と同じ方法となりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、「4 幼稚園、保育所等の量の見込みと確保方策について」です。資料の7ページと8ページを見開きで御覧ください。7ページは令和8年度の現行計画、8ページは令和8年度の変更計画となっています。変更案のポイントは、表の下部にある「過不足」を御覧ください。変更計画では1歳児がマイナス16となっています。これは、令和8年度に1歳児の待機児童が16人見込まれることを表しています。この対応として、「当該年度までに新たに確保する量」の「特定保育施設」において、先ほど御説明した認可保育所の整備による定員数の増加を、数値として計上しています。また、中段より少し上にある「特定地域型保育事業」の「家庭的保育事業」については、近年の傾向により1歳児のニーズが高まると考えています。そのため、計画上の1歳児の定員を8人から12人に変更しています。なお、家庭的保育事業の総定員が変わるものではありません。

資料の9ページは令和9年度の現行計画、10ページは変更計画です。この変更計画を見ていただくと、「過不足」がマイナスになっているものではありません。このため、令和9年度で待機児童が解消されるということになります。

資料11ページは令和10年度の現行計画、12ページは変更計画です。この年度においても、「過不足」にあるとおり、待機児童は発生していません。

資料13ページは令和11年度の現行計画、14ページは変更計画です。令和11年度についても、令和10年度と同様に、待機児童は発生していません。

以上、雑駁ではございますが、いきいき計画第5章「4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」の見直しについて、御説明いたしました。

続きまして、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関する変更について御説明します。

まず、令和7年度～11年度版の国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の126ページを御覧ください。

乳児等通園支援事業とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、満3歳未満の未就園児、つまり0歳6か月から2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

乳児等通園支援事業は、令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度以降は、新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として全自治体で実施される予定です。

計画では令和8年度からの本格実施に向けて今年度中に体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保することとしています。

資料7-4-1の15ページ、「5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の課題について」を御覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とする事業です。一方、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）は、満3歳以降も含めた小学校就学前の子どもを対象としています。このため、乳児等通園支援事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されます。

特に、保育所で実施される乳児等通園支援事業を利用していた子どもにとっては、国の制度では満3歳に到達することにより1号認定を受けると、保育所に引き続き通うことができないため、保育所から認定こども園又は幼稚園に移ることとなります。

資料7-4-1別紙1を御覧ください。こちらは乳児等通園支援事業に関して国から送付されました通知となります。

こちらの4ページを御覧ください。マーカー部分、(1)イにおいて、「乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること」が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされています。

資料7-4-1の15ページにお戻りください。先ほど申し上げました国の通知に基づき、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について計画に記載する必要が生じたことから、計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業」のうち、「(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の「今後の方向性」を変更します。具体的には、「6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）今後の方向性の変更について」の表の右側、下線部分のとおり「併せて、乳児等通園支援事業を利用している子どもが満3歳に到達し、保護者がその後の教育・保育施設等の利用を検討している場合には、円滑に移行できるように努め

	<p>ます。」を追記する、というものとなります。</p> <p>補足としまして、教育・保育施設を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供する体制確保について、すでに市では満3歳児クラスの設置や東京都の独自事業である「多様な他者との関わりの機会創出事業」という、幼稚園や保育所等を利用していない未就学児で、継続的に利用を希望する方を対象として、幼稚園や保育所等で子どもを預かり、乳幼児期から他者と関わる場を提供する事業の実施により努めているところです。今回の追記により、実施内容に具体的な変更が生じるものではありませんが、切れ目のない教育・保育の体制確保に引き続き務めていくことを明記するものとなります。</p> <p>以上が、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更(案)の御説明となります。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	<p>今年の待機児童数について、定期利用保育やベビーシッター利用支援事業の利用者を差し引いて1歳児7人、2歳児2人の合計9人と御説明いただきましたが、差し引かなかった場合は何人になるのか、要するにベビーシッターの利用者はどれくらいいるのか教えていただければと思います。また、確保方策として令和8年度から新たな施設を整備すると伺いましたが、この用途はもう立っているという理解でよろしいのでしょうか。この2点についてお聞かせいただければと思います。</p>
事 務 局	ベビーシッターについては、利用者は3人でした。定期利用保育は年度当初2園で、利用者は16人です。新たな施設については、これから公募をかける段階です。この会議で計画変更について答申をいただいたあと、東京都へ変更計画を提出し、承認が下りてから公募を行います。
委 員	<p>待機児童解消のために、当初の計画では新たな施設は整備せず定期利用保育やベビーシッター利用支援事業で対応することとなっていたかと思います。計画変更するということは、これらの利用が伸びず期待していた効果が得られなかったということでしょうか。私が調べた範囲では、ベビーシッターは1時間150円で1日8時間まで利用できるそうですが、認可保育所と比べて費用の面で差があるのでしょうか。もし費用面の都合で利用を控えている方がいるのであれば、そこを支援することで利用しやすくなるような取組をまずすべきではないかと思いました。</p> <p>施設を新たに作ることに関しては、保育所を運営されている方々など専門の方が現状を把握されていると思うので、慎重に議論をすべきかと思います。</p>
事 務 局	<p>待機児童対策として今年度からベビーシッター利用支援事業を実施していますが、事業の実施に先立って、今年の2月ごろに、東京都と市とベビーシッター事業者の三者で協定を結んでから事業実施の周知を行いました。また、保育所に入れず待機となった方には個別に保留通知と一緒に周知を行っています。</p> <p>ベビーシッターとうまくマッチングできなかったという方、また、御自宅にベ</p>

	<p>ビーシッターが来て保育するため、その理由から利用を希望されない方もいらっしゃいました。</p> <p>利用料については1時間150円かかりますが、通常の認可保育所に比べて割高ではないと認識しています。さらに、今年の9月から東京都の第1子無償化の事業を活用し、ベビーシッターについても対応をしています。市としては認可保育所に申し込んだが入れなかった方の緊急的な受け皿として、定期利用保育とベビーシッター利用支援事業を実施しています。定期利用保育は一年間限定であり、ベビーシッター利用支援事業も全ての保育ニーズを受け止める事業ではないと認識しているため、冒頭の説明にあったとおり、保育所の利用率が上がっている中で認可保育所のリソース不足を解消するため、今回計画の変更案を出させていただきました。</p>
委 員	<p>先ほどの事務局回答の中で、これから東京都へ報告し、公募をすると伺いましたが、公募を行うのはいつ頃になるのでしょうか。大体の予定で構わないので教えてください。</p>
事 務 局	<p>市の手続きとして、議会で諮って予算措置をしてから公募をすることになるので、一番早い時期で12月以降と考えています。</p>
委 員	<p>12月に公募をして来年4月の開園に間に合うのでしょうか。事業者は公募が始まってから理事会を開いて人材を確保することになると考えると、手を上げる法人はあるのか、疑問に思います。</p>
事 務 局	<p>スケジュールとしては、今年度募集をかけて、令和8年度中に施設を整備し、令和9年4月から開所と考えています。</p>
委 員	<p>施設の整備に当たって、市の土地を提供したり安く貸したりすることはお考えでしょうか。</p>
事 務 局	<p>市の土地を活用することが難しい状況のため、民設民営の保育所の公募をする予定です。</p>
委 員	<p>民設民営だからこそ、土地や建物の支援が必要ではないかと思います。少子化が進行し、今後子どもが増えることはなく減っていくだろうと見込まれている中で、これだけ綿密に計画を見直し、新規に施設を整備するという決断をされたことは、相当のお覚悟とお考えであるということは重々承知しております。</p> <p>一般論として、ニーズが0になるまで施設を作ったり物を作ったりする業界というのは世の中になかなかないのではないかと思います。とても難しいことに挑戦されていることは大変よくわかりますので、うまく進めていただければと思います。</p>
事 務 局	<p>就労の有無にかかわらず子育て世帯に対して支援をしていくという国の方針が出てきており、さらにこども誰でも通園制度を始めるに当たって、待機児童が解消していない状況では、既存の施設で1歳や2歳の枠が確保できない状況であったことから、これまでと大きく方向を転換して、新たに施設を設置することを考えました。</p>

委 員	<p>ちょうど今、入園の申込で施設に見学の保護者の方がたくさんいらっしゃいますが、現場で見ていると、住む場所にこだわりのない若い御夫婦が、国分寺市は子育てがしやすいということで選ばれているという感覚があります。少子化の状況の中にあっても利用率が上がっているということは、今後もまた計画変更が必要になる可能性もあると思いますが、柔軟なお考えを持って保育施策を進めていただければと思います。</p>
委 員	<p>資料8ページの令和8年度変更計画について、1歳児の過不足がマイナス16人となっており、当該年度までに新たに確保する量は14人となっています。先ほどの質疑の中で、施設の開所は令和9年4月とおっしゃっていたと思うのですが、1年ずれていませんか。</p>
事 務 局	<p>過不足のマイナス16人は年度当初の人数です。施設を令和8年度中に整備をするということで、当該年度までに新たに14人の枠を確保することで、令和8年度が終了した時点の過不足がマイナス2人となっています。</p>
委 員	<p>こども誰でも通園制度について、今後の方向性として、必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めると資料に記載があります。我々利用者の立場としては、非常に柔軟性が高くなって大変ありがたいのですが、施設等にとっては、この変化によって混乱や、ある意味で負担がかかるタイミングがあるかと思います。それに対する支援などはあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>こども誰でも通園制度については、事業の開始に当たって市としても様々な手続きを行っている段階です。この事業は国で定められた事業であるため、様々な法改正があり、それに伴って条例等の改正を行っています。令和8年3月までにそれらの手続きを完了し、実施いただける施設の認可と確認の手続きを完了して、令和8年4月から開始する予定です。</p> <p>また、現計画においては、81ページに通番26「未就園児の定期的な預かり事業」の記載のとおり、重点事業として位置付けています。令和8年度から国の乳児等通園支援制度が本格実施となりますが、それに先立って今年度から東京都の類似事業である多様な他者との関わりの機会創出事業を実施しています。これは、保育園や幼稚園に在籍していない、主に0歳児から2歳児を対象とした事業で、今年度はこの事業を活用して、一部の保育園と幼稚園で、0歳児から2歳児までを定期的に預かる事業を実施しており、現場の保育士の負担など、様々な現状をヒアリングして調整を図っています。来年度は、今年度行っているこの事業をベースに、国の制度とこの事業を組み合わせる形で、本格的に事業を実施することとしています。</p>
委 員	<p>来年3月まであと数か月でとても大変なことと思いますが、柔軟に選択できる環境はありがたいので、ぜひ進めていただければと思います。</p>
委 員	<p>資料15ページの「6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の今後の方向性の変更について」に、変更案として「併せて、乳児等通園支援事業を利用している子どもが満3歳に到達し、保護者がその後の教育・保育施設等の利用</p>

	<p>を検討している場合には、円滑に移行できるように努めます」と記載があります。この「努めます」というのは、具体的にまだ決まっていなが前向きに検討します、という意味でしょうか。</p>
事務局	<p>こども誰でも通園制度は3歳までを対象とした事業となっており、それ以降利用できる国の制度がありません。市として、その後の教育・保育施設等の利用に円滑に移行できる体制とするよう国から指示があったため、このような記載としています。こども誰でも通園制度は、3歳までの制度となっているため、3歳になるまではこども誰でも通園制度を利用できますが、その後年度末までは対象外となってしまいます。ここに関しては、先ほど御説明したとおり、東京都の多様な他者との関わりの機会創出事業でカバーしていますので、円滑に移行できるような制度となっています。</p>
委員	<p>「努めます」という記載だけでは少し心配になったので質問させていただきました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>今議論している内容は、待機児童になってしまった場合、子どもをどう預けるか、ベビーシッターをどう活用するかというお話かと思いますが、そもそも前段として子育て家庭が地域コミュニティから取り残されてしまっている問題があると思います。ベビーシッターは、保育サービス自体は受けられますが、通所を伴わず、子育て世帯が地域で孤立してしまう懸念があるため、同じ環境にある家庭をつながられるような事業を市としてやっていただければと思いました。</p>
事務局	<p>今おっしゃっていただいたように、ベビーシッター利用支援事業を利用されている家庭は地域とのつながりが希薄になってしまう部分も確かにあるかと思いますが、例えば親子ひろば事業など、ベビーシッターを利用されている方も利用いただける市の事業について必要な情報提供を行い、地域とのつながりを持っていただけるように市として施策を展開していきたいと思っています。</p>
会長	<p>それでは、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しに伴う計画変更（案）については、事務局から示された資料のとおり妥当であるとし、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ答申することといたします。答申書の文言については、委員の皆様から出された御意見等を踏まえて事務局がまとめたものを会長・副会長で確認し、本日付けでの答申とさせていただきたいと考えます。なお、市に提出した答申書については、電子メール等を活用し、事務局を通じて委員の皆様はその写しを共有させていただければと考えています。</p> <p>委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、計画の評価についてに移りたいと思います。内容は、前回までの続きで、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価についてです。本日は第2回から第3回までで議論した計画第4章の基本目標ⅢからⅣまでと、第5章の評価の内容決定です。それでは、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料7-4-2及び資料7-4-3を使用して説明いたします。</p> <p>今、会長から御説明いただいたように、第2回、第3回の会議において、計画</p>

第4章の基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅳと、第5章の評価について御意見いただきました。その評価内容をまとめた案について、内容や表現などの確認をいただきたいと思います。

まず、資料について御説明いたします。資料7-4-2「令和6年度施策評価(案)(第4章基本目標Ⅲ～Ⅳ、第5章)」は、資料7-1-2の第4章基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅳ、第5章について、「国分寺市子ども・子育て会議の評価」を記入し、その評価部分のみを抜粋したものです。

資料7-4-2の1ページ、2ページを見開きで御覧ください。資料7-1-2では62ページ、63ページの見開きに当たります。第2回、第3回で皆様からいただいた御意見を、このように右側の「国分寺市子ども・子育て会議の評価」としてまとめています。今回は皆様に確認いただく段階ですので、資料7-4-2では案となっています。資料7-4-2の3ページ以降も同様の構成となっています。各施策の重点事業評価シートにつきましては、7-1-2の64ページ以降も併せて御覧いただければと思います。

資料7-4-3は、第2回、第3回でいただいた皆様からの御意見です。すでにメールで共有させていただきましたが、議事録をもとに御意見を抽出しています。

それでは、第4章の「国分寺市子ども・子育て会議の評価(案)」について、基本目標ごとに御説明いたします。

基本目標Ⅲ施策(1)についてです。資料7-4-2の2ページをご覧ください。ここでは、通番39「病児・病後児保育事務事業」、通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」、通番43「障害児支援の提供体制の整備」、通番44「障害児相談支援」について御意見をいただきました。

通番39では、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室についてさらなる周知をしてほしいとの御意見をいただきました。通番41では、ファミリー・サポート・センター事業の外部委託に当たって混乱がないよう運営をしてほしいとの御意見でした。

通番43及び通番44では、市内の放課後等デイサービス事業所や支援利用計画の作成における現状について御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえて、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番39「病児・病後児保育事務事業」について、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室がより市民に利用されるよう、さらなる周知活動に努められたい。通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」について、ファミリー・サポート・センター事業の外部委託に当たって一部現場の混乱が見受けられたため、混乱のないよう事業実施に努められたい。このようにまとめました。

通番43及び通番44については、事業実施に当たっての具体的な情報共有と判

	<p>断したため、所管課にお伝えするに留め、国分寺市子ども・子育て会議の意見としては記載していません。</p> <p>続いて、基本目標Ⅲ施策（２）です。資料7-4-2の4ページを御覧ください。ここでは、通番48「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」について御意見をいただきました。虐待防止の観点から積極的な受診勧奨を行い、3歳児健診までに一度も受診履歴がない場合は児童相談所等と連携してほしいとの御意見と、共働き家庭等平日昼間に時間を取れない保護者にとって受診しづらい受診時間を改善してほしいとの御意見です。</p> <p>この御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番48「乳幼児健康診査（3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査）」について、仕事の都合で日程が合わないこと等による未受診と、より深刻な事情による未受診を区別して、3歳児健康診査までに一度も受診履歴がない場合などは、児童相談所等の関係機関との連携を検討されたい。また、共働き家庭など、平日午後の受診が困難な保護者に配慮し、受診機会の拡大を検討されたい。このようにまとめました。</p> <p>以上が、基本目標Ⅲの御意見と評価の内容です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。第2回、第3回の会議で、委員の皆さんからいただいた御意見を事務局がまとめた評価案です。国分寺市子ども・子育て会議の評価としてこのような内容で評価書をまとめてよろしいか、御確認いただければと思います。</p> <p>この内容について、質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。</p>
委 員	<p>通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」のファミリー・サポート・センター事業について、現場が混乱したのは結果であって、混乱の原因は準備不足だったかと思います。評価としては、今後は事前に準備して混乱を避けるようにしてほしい、と記載する必要があるのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>御意見ありがとうございます。表現の仕方の整理をしたいと思います。</p>
委 員	<p>大変なことが起こったわけではないので、その辺りを書いていただくとニュアンスが伝わるのではないかと思います。</p>
事 務 局	<p>会議終了後、委員の皆様へ評価の修正案をメールでお送りいたしますので、御確認いただければと思います。</p>
会 長	<p>それでは、続きまして、基本目標Ⅳの子ども・子育て会議の評価案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>引き続き、資料7-4-2及び資料7-4-3を使用して説明させていただきます。</p> <p>資料7-4-2の6ページを御覧ください。</p> <p>まず、基本目標Ⅳ施策（１）についてですが、こちらは会議で特段御意見等ありませんでしたので、いずれも「国分寺市による評価」のとおりとする。」とし</p>

ています。

続いて基本目標Ⅳ施策（２）についてです。資料7-4-2の8ページを御覧ください。ここでは、通番60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」、通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」について御意見をいただきました。

通番60では、事業の対象になりうる方への周知方法について、こども家庭センターや民生委員、学校からの情報提供をしてはどうかという御意見をいただきました。また、議論の中で、学校からの個別のアプローチは難しいのではないかと御意見もいただきました。

通番62では、市内小中学校へ道徳の授業時間の確保を働きかけてほしいとの御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。

通番60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、生活困窮の状況にある家庭では、保護者が生活維持に注力せざるを得ず、新たな情報を主体的に得ることが難しい状況にあることが考えられる。そのため、こども家庭センターや民生委員の主任児童委員等を活用し、より効果的な情報提供と周知方法を検討されたい。通番62「道徳教育に関する実践的研究や研修の充実」について、国分寺市で様々な取組が実践されていることは評価できるが、ICT教育などの新たな授業の増加に伴い、道徳や生活の授業が時間枠を削られる可能性が懸念される。市として道徳教育の重要性を改めて認識し、市内小中学校における授業時間の適切な確保に努められたい。このようにまとめました。

次に、基本目標Ⅳ施策（３）についてです。資料7-4-2の10ページを御覧ください。ここでは、通番69「若者支援事業」、通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」について御意見をいただきました。

通番69では、相談窓口利用件数が目標に到達していないので、今後相談件数が増えるよう相談者にアンケートを取るなど、使い勝手がよくなる工夫をしてほしいという御意見と、対面とオンラインが併用できる相談環境を確保してほしいという御意見をいただきました。通番70では、目標設定と評価内容がかみ合っていないのではないかと御意見と、「学校復帰ができていないこと」のみを目標に設定することは適切なのか検討してほしい、との御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、まず通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」は個別事業の目標設定に対する御意見でしたので、国分寺市子ども・子育て会議の評価における個別事業の実施状況において、次のとおりまとめました。

通番70「不登校児童・生徒への支援の充実」について、質的目標では「不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができている」とあるが、質的実績ではトライルームやサポート教室での取組を記載しているのみで、学校復帰ができているか具体的な実績が示されておらず、評価の妥当性が判断しづらい状況とな

	<p>っている。また、学校復帰のみを目標とするのではなく、児童・生徒の社会的自立を目指す支援の在り方を考慮する必要がある。今後の目標設定と評価方法については、学校復帰以外の支援成果を評価できる指標の検討や、支援体制の質的向上を評価する指標を設定するなど、改善を図られたい。このようにまとめました。</p> <p>次に、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。</p> <p>通番 69「若者支援事業」について、量的評価が「c」となっており、相談窓口利用件数及び個別相談会・研修会の開催回数が目標に到達していないため、相談件数の増加に向けて、相談者へのアンケート実施など、利用者の視点に立った改善策を検討されたい。また、若年層にとってはオンライン相談の気軽さが魅力である一方、対面での丁寧な対応を求める利用者も存在することから、引き続き、オンラインと対面の双方の相談体制を維持しつつ、それぞれの特性を活かした支援の充実と、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が可能な体制の確保に努められたい。このようにまとめました。</p> <p>以上が、基本目標Ⅳの御意見と評価の内容です。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑がある方は挙手をお願いします。
委 員	<p>通番 60「生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）」について、評価の記載については問題ないのですが、ここは委員の皆様から多く御意見が出た部分でもあるので、自分の意見として参考までにコメントしたいと思います。</p> <p>私の知人の子に、この無料学習塾に1年ほど通っていた方がいらっしゃいました。本人に状況を聞いたところ、講師がボランティアのため毎回変わってしまい、関係性の構築が難しいということがあったようです。また、教材などがないので本人が持ち込んだ宿題など、生徒がやりたいものについてアドバイスをもらう内容になっているそうです。それで、その子は後半のほうはやりたくないと言って外に出るようになってしまい、ずっと外にいるのを見かねた保護者がもうやめていいということで、通わなくなったとのことでした。</p> <p>この話を聞いて、一意見として、ボランティア講師であっても質を上げることを意識していただきたいのと、毎回講師が変わることや教材がないことについては、仕組みや制度の問題かと思えますので、改めて考えていただけたらと思えました。あくまで一人の事例を聞いただけなので、これが全てで正しいとは考えていませんが、参考にしていただければと思います。</p>
事 務 局	貴重な御意見ありがとうございます。所管課に伝えたいと思います。
会 長	<p>ほかに御意見や御質問はありますか。</p> <p>それでは、続きまして、第5章の子ども・子育て会議の評価案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、資料7-4-2及び資料7-4-4を使用して御説明します。</p> <p>資料7-4-2の11ページ、12ページの見開きを御覧ください。資料7-1-2では108ページ、109ページに当たります。資料7-1-2の111ページ以降について、第2回で皆様に御意見いただいた内容を、資料7-4-2の11ページ、12</p>

ページのようにまとめました。実際にいただいた具体的な御意見については、資料7-4-4を御確認ください。こちらは、第2回でいただいた皆様からの御意見です。すでにメールで共有させていただきましたが、議事録をもとに御意見を抽出しています。

まず、「1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」についてです。ここでは、ベビーシッター制度等を活用して待機児童解消のための施策を推進してほしいという御意見をいただきました。

この御意見を踏まえ、まず国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。

待機児童数があることは本来望ましくないが、減少傾向にあることは一定の評価に値する。今後は、ベビーシッター支援事業の活用など、多様な保育サービスの提供を通じて、さらなる待機児童の解消に努められたい。また、市内の認可保育園との連携を強化し、各園の受け入れ能力を最大限に活用する方策を検討されたい。このようにまとめました。

次に、「2 地域子ども・子育て支援事業」についてです。ここでは、「(6) 乳児家庭全戸訪問事業」において、未受診の家庭についてこの事業を通してアプローチしてほしいという御意見を、「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、新規に設置された保育施設以外についても事業実施を検討してほしいという御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。

「(6) 乳児家庭全戸訪問事業」について、この事業を通じて第4章通番48「乳幼児健康診査(3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査)」における未受診家庭の状況を把握し、各家庭の個別の事情を考慮しつつ、きめ細やかな対応を行うよう努められたい。「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、「令和6年度は新規参入園がないため実施なし」となっているが、新規に設置された保育施設以外も対象として事業実施を検討されたい。このようにまとめました。

続きまして、「3 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」についてです。ここでは、「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」において、小学校から中学校への接続も同様の連携をしてほしいとの御意見や、幼稚園、保育所との情報共有の方法について、効率的な連携をしてほしいとの御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。

「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」では、小学校訪問など児童が小学校の環境に触れる機会を得ることで、就学への不安軽減や期待感の醸成につながっており、今後も継続的な実施と更なる充実に努められた

	<p>い。一方で、幼稚園・保育施設と小学校間の情報共有については、双方にとって必要かつ有用な情報が効果的に伝達されるよう、各施設が伝えたい情報や小学校側が必要とする情報を精査し、より実効性のある情報共有の仕組みを構築されたい。手法についても、セキュリティに配慮しつつ、電子データでの提出を可能にするなど、ICTの活用を検討されたい。このようにまとめました。小学校から中学校への接続につきましては、教育委員会の所管となるため、御意見の内容を担当課へ伝えたいと思います。</p> <p>最後に、「4 その他の取組」についてです。ここでは、「(6) 保育士等の確保・定着」において、保育士の処遇改善のため、補助金が適切に使われているのか監督、指導を適切に行ってほしいという御意見と、保育士の確保・定着に関して、多摩地域全体でのルール統一の検討と宿舍借り上げ制度の柔軟な運用の検討をしてほしいという御意見をいただきました。</p> <p>これらの御意見を踏まえ、まず国分寺市子ども・子育て会議の評価として、次のとおりまとめました。</p> <p>「(6) 保育士等の確保・定着」について、処遇改善等の補助金が確実に全ての保育士の処遇改善につながるよう、市による適切な監督・指導が重要である。また、保育士確保・定着のため実施されている市内勤務保育士の子どもの入所選考における加点については、多摩地域全体で連携し、広域的な視点から保育士確保策を講じることを検討されたい。宿舍借上支援事業について、現行の補助率維持は評価できるが、保育園からの一定距離内であれば市外居住者も対象とするなど、実態に即した柔軟な運用を検討されたい。このようにまとめました。</p> <p>第5章の御意見と評価のまとめは以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、第5章については、市が作成した評価案のとおりとしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局より「2 その他」についてお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回の会議についてお知らせします。次回は11月13日(木)午後6時30分から、市役所2階201会議室で行います。</p> <p>議題については、計画評価の最終確認と前回の会議で、会議の所掌事務への追加を説明し、本日も計画変更について審議いただいた乳児等通園支援事業の認可に関する審議を予定しております。次回の会議についても、2時間程度を想定しております。お忙しいところお手数ですが、御出席の程、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして、本会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。</p>

— 了 —